

令和 7 年度第 1 回 沖縄県中央卸売市場関連事業者入居募集要領

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）における関連事業者の募集については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 13 条から第 15 条及び条例施行規則（以下「規則」という。）第 25 条から第 29 条及び関連事業者許可要領（要領 8）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 募集する関連事業者の概要

関連事業者は、市場内の施設において、市場の機能の充実に図り、又は市場の利用者に便益を提供する業務を適切かつ健全に運営し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

2 市場の名称及び位置

名称 沖縄県中央卸売市場

位置 浦添市伊奈武瀬一丁目 11 番 1 号

3 営業の内容及び募集する売場店舗数

(1) 営業の内容

ア 市場の取扱品目（野菜、果実及びこれらの加工品並びに豆加工品類、香辛料、はちみつその他の食品で知事が認めるもの、花き及びその加工品）以外の生鮮食料品等の卸売をする業務、市場の取扱品目の生鮮食料品等の保管、貯蔵、運搬等をする業務、金融業、市場機能の充実に資するため知事が必要と認める業務

イ 理容業、日用雑貨小売業、薬局の業務、市場の利用者に便益を提供するため知事が必要と認める業務

(2) 募集する売場数等（中央棟 1 階関連商品売場）

・売場数 3 区画

※ 今回の募集に当たっては、評価点の高い者から優先して売場の使用指定を行います。ただし、使用指定を受ける売場数は 1 事業者につき 1 区画までとします。

4 売場の位置・面積（別紙 1 参照）、使用料等

(1) 位置 中央棟 1 階関連商品売場No.11

面積 26.88 m²

使用料等 月額 33,480 円＋消費税、電気料及び水道料は実費

(2) 位置 中央棟 1 階関連商品売場No.22

面積 26.88 m²

使用料等 月額 33,480 円＋消費税、電気料及び水道料は実費

- (3) 位置 中央棟 1 階関連商品売場No.39
面積 25.64 m²
使用料等 月額 32,240 円＋消費税、電気料及び水道料は実費

5 募集期間、受付等

- (1) 募集期間
令和 7 年 7 月 4 日（金）から令和 7 年 7 月 17 日（木）まで（土日祝日を除く。）
※当該募集期間で選定されない空き区画については、その後、随時応募受付し、審査等を実施します。
- (2) 受付時間
募集期間の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 受付場所
浦添市伊奈武瀬一丁目 11 番 1 号
沖縄県中央卸売市場 中央棟 2 階 管理事務所管理班

6 応募手続

応募者は、提出書類チェック表（別紙 2）を表紙として申込書（別紙 3）及び（別紙 4）に掲げる所定の書類を添付して直接受付場所へご持参ください。郵送その他配送による申込みは受け付けません。

また、提出書類については、可否にかかわらず返却しませんのでご了承下さい。

7 応募資格要件

- (1) 年齢が満 20 歳以上の者であること。
- (2) 申請した業務に現に従事し、かつ 1 年以上の経験を有する者であること。
- (3) 法人にあっては、代表者及び当該業務に従事する役員が 7 (1) 及び (2) に該当する者であること。
- (4) 100 万円以上の事業資金又は事業資金に繰り入れることが可能な資産を有している者であること。
- (5) 関係法令による許可が必要な業務にあって、当該許可を受けている者であること。
- (6) 納税の義務を履行している者であること。
- (7) 条例に定める次の欠格条件に該当していない者であること。
- ア 応募者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- イ 応募者が、拘禁刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から 3 年を経過しない者であるとき。
- ウ 応募者が条例第 14 条又は第 47 条第 1 項第 4 号の規定により関連事業者の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者であるとき。
- エ 応募者が関連事業を適確に執行するために必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

カ 応募者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

キ 応募者がその事業活動について暴力団員等により支配を受けるものであるとき。

8 選考方法

応募者に対する選考は、次により行います。

- (1) 一次審査 申請書類について内容審査
- (2) 二次審査 経営内容、方針、事業計画等に関する30分程度の面接審査により評価点が最も高い者から入居候補者の順位を決定します。なお、評価点が同じ者が2人以上ある場合は、原則として、くじにより入居候補者の順位を決めるものとします。
- (3) 審査の結果については、二次審査後に通知します。
- (4) 審査結果後、入居候補者として選考された者の中から辞退者が生じた場合、次点の者を入居候補者として繰り上げるとともに、改めて通知します。ただし、審査の結果、評価点が一定の基準を満たさない応募者は、入居候補者の選定対象外とします。

9 応募に関する注意事項

- (1) 応募に必要な書類に変更が生じたときは、速やかに届け出て下さい。
- (2) 二次審査で入居候補者として選考された者のうち、関連事業者として許可を得ていない者は、選考をもって関連事業者として内定したものとします。なお、条例に基づく使用指定は、関連事業者許可証の交付後に行います。ただし、内定者が関係法令等に違反したとき及び市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、内定を取り消すことがあります。
- (3) 営業に必要な設備等は、使用指定を受けた後に必要書類を管理事務所へ提出し、承認後に使用者が自身の負担で用意して下さい。
- (4) 卸売市場法、条例、規則、関連事業者許可要領等により規制事項があります。法令等を十分に確認して下さい。
- (5) 故意又は重大な過失により虚偽の申告がなされた場合、その応募若しくは申請若しくは許可を取り消すことがあります。

10 施設使用に関する留意事項

- (1) 施設で使用する電気、水道水は、管理事務所が供給するものを使用し、使用料金は管理事務所が徴収する。
- (2) 施設の使用条件を指定した日から施設使用料が発生する（月の途中の場合は日割計算）。施設及び電気・水道水の使用料は、毎月25日までに納付すること（施設使用料は当月分、電気料金は前月分、水道料金は前々々月分）。
- (3) 施設内装工事は、別途、「市場施設の現状変更申請」の承認を受けた後に施工することができる。

※但し、内装による現状変更には制限があります。

11 問合せ先

浦添市伊奈武瀬一丁目 11 番 1 号

沖縄県中央卸売市場 中央棟 2 階 管理事務所管理班

電話 098-865-2111 FAX 098-865-2180

E-mail xx049018@pref.okinawa.lg.jp